

さんとぴあ号



宇陀市介護老人保健施設 さんとぴあ榛原

奈良県宇陀市榛原萩原801-1 TEL:0745-85-2525



令和7年7月

带状疱疹ワクチン接種

令和7年度から、带状疱疹ワクチンが定期接種となり、公費助成が始まりました。今後5年間は、当該年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる方が助成対象となります。101歳以上の方は、令和7年度のみです。

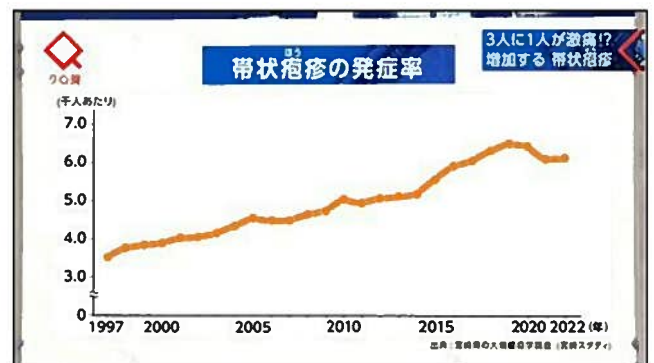
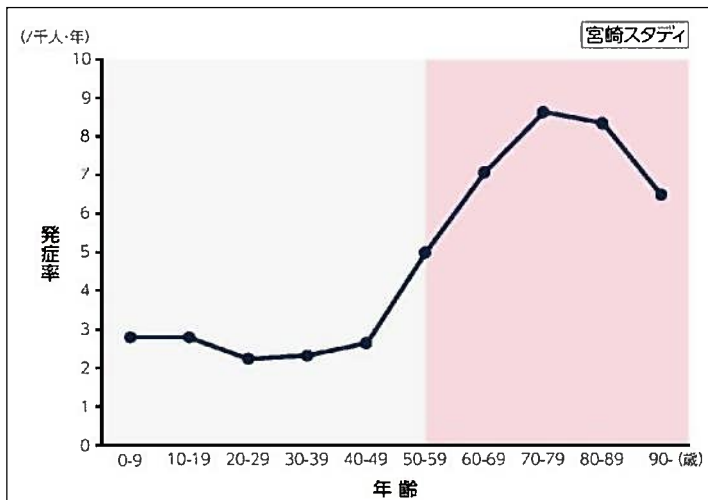
近年、带状疱疹が増えています。平成26年に小児の水痘ワクチンが定期化されてから、明らかに日本人の带状疱疹が増加しました。「風が吹けば桶屋が儲かる」のような話ですが、小児予防接種の影響は確かなようです。また高齢になるほど、罹患後の神経痛後遺症が増えます。

さんとぴあ榛原では、入所者の带状疱疹ワクチン接種が可能です。住所地の自治体によって自己負担額が異なります。奈良県内在住者は、県内で接種可能です。施設内感染の観点から集団生活の場へ病原体(生ワクチン)の持ち込みは困るため、高額になりますが、さんとぴあ榛原では組み換えワクチンのみ接種します。ご希望の方は、お問い合わせください。

施設長：松島俊裕



带状疱疹
(部位：腹囲)



带状疱疹罹患率



7月 行事予定表

日	曜日	午前	午後	日	曜日	午前	午後	
1	火			17	木			
2	水			18	金			
3	木			19	土			
4	金			20	日			
5	土			21	月	海の日		
6	日			22	火	5Fワックスがけ等作業		
7	月				23	水	4Fワックスがけ等作業	
8	火			24	木	3Fワックスがけ等作業		
9	水			25	金			
10	木			26	土			
11	金			27	日	1 - 2Fワックスがけ等作業		
12	土			28	月			
13	日			29	火			
14	月	30	水					
15	火	31	木					
16	水	施設内消防訓練 10:30~						

27日の面会は、1階2階のワックスがけ作業のため、中止とさせていただきます。ご了承ください。

下記の日程で、ワックスがけ・冷暖房機・換気扇フィルター清掃及び、害虫駆除を行います。3～5階フロアの療養者様には、作業が終了するまで、2階フロアで過ごしていただきます。

作業時間：9：00～16：00（予定）



7月22日（火）：4階フロア
 7月23日（水）：3階フロア
 7月24日（木）：5階フロア
 7月27日（日）：1～2階フロア



さんどぴあ今日この頃



7月には梅雨が明けて夏本番を迎える時期でもあり、“七夕”“海開き”“土用の丑の日”“夏休み”と様々なイベントが盛りだくさんですね。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか？梅雨が明けると、暑中お見舞いの挨拶状を送ったり、頂いたりするのが楽しみとなっています。スマートフォンの普及やメール、LINEなどのツールが一般的となったことで、以前より手紙で挨拶をする機会が少なくなっているようです。夏を感じる色や風景、夏の花を模ったはがきも多く、書く楽しみ送る楽しみ、いろいろ楽しみがあります。相手への思いやりや近況を伝え、人間関係を良好に保つことが出来る季節の挨拶状を書かれてはいかがでしょうか？



外出、泊について

◎施設内は、ご利用者様、職員の身体を守るために『感染対策継続中』です。

高齢者介護施設は、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎など発生リスクが高く、集団感染となりやすい環境にあります。奈良県内の感染症発生状況は下降傾向にありますが、『0』ではありませんので日頃より、体調観察、発熱などの症状がある方については、速やかに検査を実施しマスクの装着、手洗い、換気、消毒などの環境整備への取りくみを継続しています。ご利用者には、不織布マスクの装着(1枚/毎日交換)をお願いしています。ご自身で交換できない方へは、職員が介助し交換しています。引き続き、不織布マスクのご持参をお願い致します。

◎皆様へお願い

貴重品、金銭は管理が困難であり紛失される可能性があります。食品については、普通食を摂取できない方や治療食を摂取している方へ飴を配られることがあり、事なきを得ましたが、窒息事故が発生することも考えられました。食品はご持参されましても返却または廃棄させて頂くことになり、また事故等ありましても責任は負いませんのでご了承下さい。御理解、御協力の程よろしくお願ひします。

◎面会時のお願い

○発熱、咳、等の感冒症状、体調不良の方の面会はお控え下さい。

中学生以下の方の面会もお控え下さい。また、面会時はお互いに必ずマスクを装着してください。

○飲食は原則禁止です。感染対策もありますが、施設より提供している食事以外の物を摂取しての体調変化(嘔吐、下痢など)、面会中の食事、お菓子、ジュースなど飲食中の窒息事故等については、責任を負いませんのでご了承下さい。

○面会中、席を離れるときは、必ず事務所内の職員へお声かけ頂きますようお願い致します。利用者様、お一人になり転倒・転落事故の発生がありました。ご家族様、御利用者様の、面会時間が楽しい時間となりますように、御協力の程よろしくお願ひ致します。

業務課：石田





フロア便



陽射しが強くなり、暑さも本格的になる7月になりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか？今月のフロア紹介は4階が担当させていただきます。4階では介護教室を利用して毎週月曜日午後2時ごろから「さんとびあ喫茶」を開いています。部屋の入口に看板を設置し、中では懐かしの歌謡曲を流し、みんなでおやつと飲み物メニュー4種類（コーヒー、紅茶、ココア、コブ茶）から各々が好きなものを選んでいただき召し上がっていただきます。「コーヒーおいしいわ！好きやね！もう一杯入れて！」この歌懐かしいな！よう聞いたわ！」とみんなで口ずさんだり元気な声が飛び交ったり、笑顔がみられます。今後も施設での生活の中で普段とは少し違った雰囲気を味わっていただければと思っています。

4階スタッフ一同



重要です！

<介護保険負担限度額認定の申請について>

（対象：入所のみ）

世帯全員が住民税非課税の方は、市町村に申請されますと食費や居住費が所得等に応じて、減額の措置を受けることができます。該当になると思われる方は、各市町村役場の介護保険担当課にお問い合わせ下さい。また、現在、認定を受けられている方も、令和7年7月31日で有効期限が切れますので、更新の手続きをお願いします。なお、負担限度額認定を受けられますと、「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

交付されましたら、1階事務所までご提示をお願いいたします。また、更新された方で、今回該当しない場合も1階事務所まで申し出ください。

<介護保険負担割合証の提出について>

（対象：入所・デイケア）

各市町村の担当課より、随時ご自宅に郵送されます。届きましたら、1階事務所までご提示をお願いいたします。負担割合証には、**1割**・**2割**・**3割**の記載があり、開始年月日が令和7年8月1日となっています。

また、「介護保険被保険者証」につきましても、認定調査や更新手続きで新しい保険証が届きましたら、事務所までご提示をお願いいたします。

「介護保険被保険者証」「負担限度額認定証」「負担割合証」は、利用料の計算処理に必要です！！

※併せて、ご自宅に「後期高齢者医療確認書」「資格確認書」が届きましたら、ご提出をお願いいたします。歯科往診等を受ける際に必要となります。

さんとびあ号担当：石田・井上